

平成 25 年度実施 法科大学院認証評価 評価報告書

大阪大学大学院高等司法研究科
法務専攻

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	14
第 4 章 成績評価及び修了認定	16
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	24
第 8 章 教員組織	26
第 9 章 管理運営等	29
第 10 章 施設、設備及び図書館等	30
第 11 章 自己点検及び評価等	32
<参 考>	35
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	37
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	38
iii 自己評価書等	39

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討
9月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・書面調査による分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価報告書原案の作成
26年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

磯部 力	國學院大學教授
磯村 保	早稲田大学教授
上田 廣一	上田廣一法律事務所弁護士
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
岡部 謙治	前 教育文化協会理事長
岡本 安弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
久保井 一匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	国土緑化推進機構理事長
佐藤 國雄	前 ユネスコ・アジア文化センター理事長
潮見 佳男	京都大学教授
滝澤 正	上智大学長
武井 康年	広島総合法律会計事務所弁護士
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
○田中 成明	京都大学名誉教授
棚村 政行	早稲田大学大学院法学研究科長
ダニエル・フット	東京大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
藤井 敏明	司法研修所教官
三井 誠	同志社大学客員教授
村中 孝史	京都大学教授
諸石 光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永 正昭	同志社大学教授
山本 和彦	一橋大学教授
山本 眞一	桜美林大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	國學院大學教授
○磯村 保	早稲田大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
潮見 佳男	京都大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中 成明	京都大学名誉教授
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
野坂 泰司	学習院大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
三井 誠	同志社大学客員教授
山川 隆一	東京大学教授
山中 至	熊本大学理事・副学長
山本 和彦	一橋大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第5部会)

◎浅香 吉幹	東京大学教授
高橋 和人	早稲田大学教授
永田 秀樹	関西学院大学教授
成瀬 幸典	東北大学法科大学院長
波江野 弘	名古屋大学客員教授
山口 卓男	筑波アカデミア法律事務所弁護士
○吉原 和志	東北大学教授
吉村 良一	立命館大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	國學院大學教授
○磯村保	早稲田大学教授
井上由里子	一橋大学教授
上原敏夫	明治大学教授
岡本安弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
川口恭弘	同志社大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐藤隆之	東北大学教授
塩見淳	京都大学教授
道垣内正人	早稲田大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
浜川清	法政大学教授
前田雅弘	京都大学教授
前田陽一	立教大学教授
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
三木浩一	慶應義塾大学教授
◎三井誠	同志社大学客員教授
村田涉	司法研修所教官
毛利透	京都大学教授
山川隆一	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- コンタクト・ティーチャー制度及びオフィスアワーの活用により、学生に対するきめ細かい指導が行われている。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル制度及び長期在外研究が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、他学部卒業者及び社会人を対象とする特別選抜を実施している。

当該法科大学院の改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点をもっぱら出席を基準に評価されているように見えるものがあり、平常点の評価方法について改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目における追試験において、期末試験と一部類似性の強い設問が出題されていることから、追試験の出題の在り方について、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「新時代を担う、真の Legal Professionals の育成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、学年ごとに段階的かつ完結的な履修を可能にする授業科目の配置を行い、積み上げ型の学習を徹底するカリキュラムを設定するために、学年進行に合わせて基礎から応用発展へ、個別分野から分野横断的領域へ、そして理論的基礎から実務へと有機的に関連付けられた学習が可能となるよう授業科目を配置し、段階的かつ完結的な履修の実現を担保するべく、成績評価が客観的かつ厳正なものとして行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、「理論と実務の架橋」の実現のため、学年進行的に「理論」的性格の強い授業科目から「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行していくような授業科目の配置、カリキュラムが全体として「基礎」から「応用」ないし「展開・先端」へと学年進行的に推移していくように授業科目を配置することを基本とし、特に法学未修者を念頭に置いて導入教育を実施すること、法律基本科目については「基礎」から「応用」を経て「総合」へと積み上げ型学修を実現する授業科目の配置の3点に留意してカリキュラムを編成するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、コンタクト・ティーチャー制度による個々の学生の状況の把握及び学生の状況に応じた生活・学習指導を行うとともに、社会人・他学部出身者を中心とした法学未修者少人数勉強会グループに、弁護士アドバイザーをチューターとして配置するなどの措置がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実

務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、模擬裁判、エクスターンシップ及び公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法理論」、「財務報告戦略」、「比較法史」及び「現代政治学」等、(4) 展開・先端科目として、知的財産プログラムに関する授業科目「知的財産法1」及び「技術知的財産法」等、企業関係法プログラムに関する授業科目「倒産法応用」及び「民事回収法基礎」等、起業支援法プログラムに関する授業科目「税法1」及び「労働法基礎」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事

系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、授業科目「導入演習」 2 単位、各系の選択必修科目から 2 単位の合計 60 単位とされており、このうち 4 単位は、法学未修者 1 年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6 : 重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士 の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえて、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等) の作成の基本

的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「裁判実務基礎(民事)」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎は授業科目「裁判実務基礎(刑事)」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判(民事)」及び「模擬裁判(刑事)」(各2単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ1」及び「エクスターンシップ2」(各2単位)が、公法系訴訟実務の基礎は、授業科目「公法訴訟」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を超えて修得するものとされている。

法情報調査は、新入生オリエンテーションの中で法学既修者を含む学生全員に指導が行われているほか、授業科目「リサーチ&ライティングⅠ」及び「リサーチ&ライティングⅡ」が選択科目として開設されており、法文書作成は、いずれかの単位修得が修了要件である選択必修科目の授業科目「模擬裁判(民事)」及び「模擬裁判(刑事)」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、授業科目「法曹倫理」、「裁判実務基礎(刑事)」、「公法訴訟」、「模擬裁判(刑事)」及び「エクスターンシップ1」等において、研究者教員と実務家教員が授業を共同で担当し、あるいは研究者教員がコーディネーターとなる形で、実務家教員との緊密な連携を図っている。また、授業科目「民法応用1」及び「裁判実務基礎(民事)」においては、研究者教員と実務家教員との間で互いに教材作成段階での意見交換をしているほか、進行状況を相互に報告することにより、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7:重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8:重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9:重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条(単位)、第22条(1年間の授業期間)及び第23条(各授業科目の授業期間)の規定に適合して

いる。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、授業科目「導入演習」を設けるなど、法学未修者に配慮した授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、学生との質疑応答や対話を重視するなど、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ1」及び「エクスターンシップ2」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っ

ていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、学生が効果的に事前事後の学習を行うことができるよう、1日に受講する必修科目が原則として2授業科目以内にとどまるように時間割を調整しているほか、授業で用いられる教材・資料等を事前に配付するための体制の整備、「CLEシステム」によるウェブ上で教材・資料、レジュメ、授業の課題を随時提供する体制の整備、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備、使用する教科書や参考文献のシラバスへの事前記載、授業開始1週間前に配付するレジュメ等において参考文献を示す措置等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては40単位（うち4単位は法学未修者1年次の法律基本科目。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、40単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生ハンドブックに記載され、学生に周知されている。また、一部の授業科目において平常点をもっぱら出席を基準に評価されているように見えるものの、成績評価における考慮要素については、期末試験・小テスト・レポートの結果、授業中の発言等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、授業担当教員に成績評価の申合せの周知を図るほか、成績評価換算ソフトの利用による相対評価の割合の逸脱の防止、教授会での教員間の成績分布データの共有等が講じられている。

成績評価の結果については、期末試験の採点後に答案の写しの返却と併せて、講評書を閲覧に供するなど、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、平常点に係る評価の期末試験実施前における提出、受験者記入票番号を使用した採点時の匿名化等、期末試験における実施方法について配慮されている。追試験については、一部の授業科目における追試験において期末試験と一部類似性の強い設問が出題されているものの、おおむね受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生ハンドブックに記載され学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位

オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、98単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計16単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、34単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位、授業科目「導入演習」2単位、各系の選択必修科目から2単位、法律実務基礎科目12単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位、各科目の選択必修・選択科目から10単位（法律基本科目以外の選択必修・選択科目4単位以上を含む。）を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、試験問題は、当該大学法学部期末試験と類似した問題が出題されないように作成され、採点に際しては、受験者の出身大学等の情報が匿名で行われるなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について法律科目試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、大学の成績及び志望理由書の書類審査の結果も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、34単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点がもっぱら出席を基準に評価されているように見えるものがあり、平常点の評価方法について改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目における追試験において、期末試験と一部類似性の強い設問が出題されていることから、追試験の出題の在り方について改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD・教育企画委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、他大学の授業見学、学生からの授業改善アンケートの収集、意見箱の設置、コンタクト・ティーチャー制度による定期的な学生からの意見聴取、授業見学会、教育方法に関する講演会・研修会、法律実務に関する研修、民事系科目を担当する研究者教員と実務家教員が共同して開講する民事判例研究会等の実施等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「大阪大学大学院高等司法研究科では、『専門的知識・技能のみならず、人間や社会のあり方に関する広い関心、深い洞察力、豊かな人間性を備えた法曹を養成します。入学者の選抜においては、このような法曹となるべき適性、資質、能力ならびに意欲ある学生を、多面的・総合的評価に基づいて選抜します。』、『すべての法曹志望者に門戸を開き、法曹となる能力・適性の有無について判定します。』、『多様な知識・経験を有する学生を確保するために、社会人や他学部（他学科）卒業者を対象とする特別選抜を実施します。』、『幅広い知識と教養を有する法曹養成のため、合格者判定では試験のみならず、大学の学業成績や志望理由書等の資料を総合的に考慮します。』として設定され、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育の理念及び目標や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「アドミッション委員会」が入試業務の企画、実施を所掌するとともに、定められた実施要領に従い、研究科長を総括責任者とし、副研究科長を実施責任者、事務部事務長を事務実施責任者とする責任体制及び業務分担を明確にし、研究科全体で取り組む体制が整備されている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、出身大学、小論文試験問題、法律科目試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的な対応が講じられており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、特別選抜（法学未修者コースのみ）は面接試験、一般選抜の法学未修者コースについては志望理由書及び小論文試験、法学既修者コースについては志望理由書及び法律科目試験による審査を行い、さらに大学等の在学者については学業成績を考慮するなど、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、大学の在学者及び卒業者については出身学部又は大学を問わず、客観的に点数化した大学の成績及び志望理由書を書類審査に用いることにより、また、社会人及び他学部卒業者を対象とする特別選抜を実施し、適性試験の成績、大学の成績及び面接試験にて審査を行うことにより、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 21 年度は約 20%、平成 22 年度は約 26%、平成 23 年度は約 25%、平成 24 年度は約 9%、平成 25 年度は約 24%であるものの、特別選抜入試を実施するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は 238 人であり、収容定員 240 人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成 22 年度から入学定員の変更（100 人から 80 人に削減）が行われるなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、社会人及び他学部卒業者を対象とする特別選抜を実施している。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、新入生オリエンテーション・プログラムの実施、学務情報システムへの教務情報の掲示、コンタクト・ティーチャー制度による個別の学習相談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、ウェブサイト内の合格者専用ページでの入学前の履修指導、入学前教育としてのスプリングスクールの実施等、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、授業科目「導入演習」を必修科目として1年次に開設し、また、コンタクト・ティーチャー制度による個別指導が行われるなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日・時限がシラバスに掲載され、学生に周知されているほか、法律基本科目担当の専任教員が当該授業科目の受講者を対象に実施する受講者型のオフィスアワー、問題解決型の文書を作成する機会を提供する応募型のオフィスアワーが実施されている。

このほか、ジュニア・ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタントを配置するなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構等による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、「保健センター」における学生の心身に関わる相談、全学組織の「学生生活支援ユニット」による学生生活相談が行われているほか、各種ハラスメントについて、全学組織の「ハラスメント相談室」による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレ設置されているほか、車椅子使用者用の駐車スペースが整備されているなど、整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、視覚障がいのある学生への夜間の通学付き添いサポート、

ノートテイク補助要員の措置、座席位置の配慮、試験時間の延長及び試験問題用紙の拡大を行うなど、障がいの種類や程度に応じた特別措置を講じており、学習上の十分な支援が実施されている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学の「学生部学生・キャリア支援課」及び「学生支援室」による相談、「ALEC企画」における外部講師による実務経験の講義のほか、「阪大法曹会」による司法試験合格祝賀会や就職説明会等の機会が設けられており、また、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- コンタクト・ティーチャー制度及びオフィスアワーの活用により、学生に対するきめ細かい指導が行われている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、教育・研究等に関する業績調書と関連業績をもとに審査委員が審査を行い、教授会で決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、候補者の授業担当の適格性を考慮して、教授会において審議・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員16人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び目標を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目（授業科目「コーポレート・ガバナンス」を除く。）、法律実務基礎科目の必修科目及び授業科目「ベンチャー社会と法」、展開・先端科目の授業科目「知的財産法1」、「知的財産法2」、「技術知的財産法」、「国際知的財産法」、「倒産法基礎1」、「倒産法基礎2」、「倒産法応用」、「民事回収法基礎」、「民事回収法応用」、「企業課税法」、「情報法」、「税法1」、「税法2」、「労働法基礎」、「労働法応用」、「ベンチャー法ワークショップ」及び「環境法」とされており、そのうち必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員9年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が3人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル制度及び長期在外研究制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、ジュニア・ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタントの各制度を設けているほか、当該法科大学院と法学研究科が共同管理運営する資料室に法情報調査・収集に係る専門能力を備えた常勤職員4人、同様に共同で管理運営する研究準備室に文献複写・教材作成等補助を行う非常勤職員2人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専門職大学院設置基準において必要とされる専任教員数16人に対して、教育の理念及び目標を実現するため、その必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的とするサバティカル制度及び長期在外研究制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である高等司法研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、高等司法研究科及び法学研究科の事務を担当する法学研究科・高等司法研究科事務部（事務部長、専門職員、庶務係及び会計係）が組織されており、このうち法科大学院の事務を重点的に担当する職員（高等司法研究科教務係）が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、総長ヒアリングが行われるなど、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、ほとんどの教室及び演習室には、ネットワーク接続ロイヤリティやプロジェクターが配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、専用の机とキャビネット、無線LAN環境、ロッカーが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用してローライブラリーに収蔵されている図書資料の検索、判例データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、ローライブラリー1・2・4及び総合図書館が整備されている。ローライブラリー1・2及び総合図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。ローライブラリー1・2・4には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、図書の選定は学生の購入希望から当該法科大学院教員の推薦を経て当該法科大学院教員が参画する「資料室委員会」において決定しており、蔵書のデータベース化及び一部のオンライン化が行われているなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、複写機等が整備されている。また、ローライブラリー1には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室において、パソコンを使用した図書・資料・法令集・判例集の検索が可能となっている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- ローライブラリー1に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として高等司法研究科及び法学研究科の各「運営委員会」の下に共同で設置する「評価室」が設置され、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「FD・教育企画委員会」において検討した改善措置を「運営委員会」において審議し、教授会において具体的な措置を行っており、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己点検報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット、学生募集要項、高等司法研究科ニューズレター等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「評価室」を中心に、「運営委員会」、「FD・教育企画委員会」のほか、「法学研究科・高等司法研究科庶務係」等において収集され、「高等司法研究科教務係」及び「法学研究科・高等司法研究科庶務係」等において保管されている。

以上の内容を総合し、「第11章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
大阪大学大学院高等司法研究科・法務専攻
- (2) 所在地
大阪府豊中市
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）
学生数 238 名
教員数 24 名（うち実務家教員 5 名）

2 特徴

大阪大学の法科大学院は、独立研究科として設置したところに大きな特徴を有している。このような制度設計を採用したのは、司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月 12 日）に法科大学院の組織運営の独立性の確保が謳われたことを重視したためである。

この他、上記意見書は、法科大学院が、「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れ・・・一定割合以上入学させるなど・・・多様性の拡大を図る方向で随時見直されることが望ましい。」と述べ、また、多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるため、標準修業年限を 3 年とし、専門的資質・能力の修得と豊かな人間性の涵養・向上を図ることなどを、その重要な教育理念として示している。

本研究科の特徴は、この法科大学院の制度設計の基本的考え方を踏まえて、多様なバックグラウンドを有する学生を多数受け入れ、法曹養成プロセスとして必要な 3 年間をかけて、基本的な法律科目などを、理論的教育と実務的教育との架橋に留意しながら修得させ、そのうえで、下記のような特色をもつ法曹を養成しようとするところにある。

第一に、大阪大学は、現在文系、理系合わせて 11 学部・16 研究科（研究所・センターを含めると 51 部局）を擁する総合大学として教育研究活動を展開している。

このことは、本研究科が、医歯薬系、理工系、人文社会科学系の各分野と連携しながら、そうした諸分野と法学がクロスオーバーする先端領域の諸課題に対応できる専門的・先端的法曹の養成を行うための重要な基盤となり、本研究科を特色づける大きな要素となった。

第二に、本研究科と研究・教育面で緊密な連携をとる、法学部・法学研究科と国際公共政策研究科を創設の基盤としたことである。

特に、法学部・法学研究科は、わが国における法学・政治学研究の先端を担うと同時に、法学研究科附属法政実務連携センターを通じて法曹界や企業法務の実務担当者との研究教育面での連携、あるいは学部における法曹実務家との教育連携を推進してきた。

また、国際公共政策研究科は、法学、政治学、経済学の連携による実践的・実務的能力に富んだ国際人の養成を行ってきた。

こうした両研究科との連携は、法学・政治学の先端的な研究を理解する能力、法律実務あるいは企業法務といった実務面での応用能力、国際的な素養と国際的な視点などを兼ね備えた法曹を養成するための重要な基盤となり、新時代の法曹養成の基幹を支えようとする本研究科の特色を形づくっている。

さらに、本学法学部が設立当初から「少人数教育」を徹底してきたことは、教員と学生が緊密に接することのできる教育環境をもたらし、その成果が、政官界、財界、法曹界における多数の本学法学部卒業生の活躍となって現れている。

この伝統は、本研究科の法曹養成教育においても、少人数教育の徹底として受け継がれ、法曹三者のいずれにも質の高い人材を送り出すことができる基礎的条件が整えられている。

第三に、本研究科が設置された商都大阪の地域性は、大阪大学における実学重視の伝統をもたらし、本研究科創設の母体となった法学研究科が全国に先駆けて企業法務・渉外法務といったビジネスローに関する授業科目を教育課程に取り入れたことなどに具現化されてきた。

このことは、本研究科が、ビジネスロー分野での教育を発展的学習の柱とし、地域社会に貢献・寄与できる法曹養成を構想する重要な基盤となった。

本研究科は、以上のような特色ある法曹を養成するとともに、従来の研究後継者養成型の大学院である法学研究科とは異なって、高度専門職業人である法曹養成に特化した独立大学院として設置され、法科大学院独自の学位である法務博士に相応しい人材を養成しようとするところにその大きな特徴がある。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本研究科は、法科大学院制度の理念に基づいて、「高度の法的知識、能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備えた法曹」を養成することを目的とし（後述1）、さらに「I 現況及び特徴」で述べた本研究科の沿革と基盤により発揮される本研究科の特色を十分に身につけた法曹を養成することを目的としている（後述2. ～4.）。

本研究科は、伝統ある法学部・法学研究科における実績・教訓を踏まえて、高度の法的専門知識・能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理などを十分に身につけるためには、教員と学生とが授業を通じて、また日常的にも face to face に対応できる環境を作り上げることが重要であると確信している。

上記の確信のもとに実施する少人数教育が「I 現況及び特徴」でも述べたように、本研究科の特色でもあり、法曹養成における教育の要として位置づけられているものである。

本研究科は、このようなスタンスで、以下に説明する4つの重層的な目的をもって、法曹養成を実現しようとするものである。

1. 法曹養成教育プロセスの第一段階である法科大学院の理念に基づき、①将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識および技能を確実に修得させること、②その基礎にたつて、理論的かつ実践的な应用能力を身につけさせること、を目指す。

①については、少人数教育の徹底と双方向・対話的授業の徹底、段階的に授業科目を配置するカリキュラム体系、②については、数多く配置された実務家教員と研究者教員との綿密な打ち合わせに基づく授業科目運営、多様な法律実務系科目の各年次への段階的配置などを行っている。

2. さらに、21世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって、既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力が求められている。また、法曹としての専門性は、同時に豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていなければならないのである。本研究科は、こうした21世紀の法曹にふさわしい総合的・全人格的な能力の涵養を目指すものである。

これについては、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科）との連携による、幅広い視野と国際的な素養および視点を身につけることができるような多様な授業科目の展開、また、法律実務基礎科目として法曹倫理の必修化により具体化している。

3. 総合大学としての大阪大学に属する本研究科は、法学分野とクロスオーバーする諸問題（医療訴訟、生命倫理、理系分野での知的財産保護等）について、医歯薬系・理工系の先端を担う研究者と連携できる基盤を有している。本研究科は、この条件を活かして、文理両分野が融合する先端分野で活躍する専門的・先端的能力を兼ね備えた法曹を養成することを目的としている。

これについては、医学系、理工学系の教員と本研究科の教員とが共同して文理融合の先端分野の知見を提供する授業科目を展開し、そのために医学系、理工学系教員との教育開発のための共同研究を行い、特定の法分野における専門的法曹として活躍できるようなモデル的なカリキュラム（履修モデル）の提供（特に知的財産権プログラム）を行っている。

4. 商都大阪、そして多くの中小企業を含む独創性ある企業が活動する大阪という立地から、ビジネス法に重点を置いた教育を実施し、この面で地域社会に貢献・寄与できる法曹（ビジネスロイヤー）を養成することを目的としている。

この点に関しては、知的財産権プログラム、企業関係法プログラム、起業支援法プログラムという3つのビジネス法に特化した履修モデルを提示し、学生にビジネス法関連の知識修得の機会を与えている。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_osaka_h201403.pdf